（罰則に関する経過措置）

第四条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第五条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（最高裁判所裁判官国民審査法の一部改正）

第六条　最高裁判所裁判官国民審査法（昭和二十二年法律第百三十六号）の一部を次のように改正する。

第五十五条を削り、第五十六条を第五十五条とし、第五十七条を第五十六条とし、第五十八条を第五十七条とする。

（地方財政法の一部改正）

第七条　地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

第三十三条の五の七第一項第二号中「又は当該地方公共団体が設置団体である地方開発事業団」及び「又は地方開発事業団」を削る。

（土地改良法の一部改正）

第八条　土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）の一部を次のように改正する。

第百二十五条第一項中「、全部事務組合又は役場事務組合のある地にあつては組合又は組合の管理者に」を削る。

（漁業法及び農業委員会等に関する法律の一部改正）

第九条　次に掲げる法律の規定中「、全部事務組合又は役場事務組合のある地にあつては組合に」を削る。

一　漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第百三十七条

二　農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第三十五条第一項

（公職選挙法の一部改正）

第十条　公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第百十一条第三項中「第九十条第五項」を「第九十条第三項」に、「第九十一条第五項」を「第九十一条第三項」に改める。

第二百六十七条第二項を削る。

（国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正）

第十一条　国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和二十五年法律第百七十九号）の一部を次のように改正する。

第二十一条を削り、第二十二条を第二十一条とする。

（建築基準法の一部改正）

第十二条　建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）の一部を次のように改正する。

第九十七条を削り、第九十六条の二を第九十七条とする。

（地方交付税法の一部改正）

第十三条　地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）の一部を次のように改正する。

第十三条第十項中「、広域連合又は役場事務組合」を「又は広域連合」に改める。

第二十一条の見出し中「都等」を「都」に改め、同条第二項を削る。

（地方税法の一部改正）

第十四条　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第一条第四項を削る。

第二十五条第一項第一号、第七十二条の四第一項第一号、第七十三条の三第一項、第百十五条第一項、第百四十六条第一項、第二百九十六条第一項第一号、第三百四十三条第七項、第三百四十八条第一項、第四百四十三条第一項、第五百八十六条第一項、第七百二条の二第一項及び第七百四条中「、地方開発事業団」を削る。

（地方公務員法の一部改正）

第十五条　地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項中第一号の二を削り、第一号の三を第一号の二とする。

（社会福祉法の一部改正）

第十六条　社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）の一部を次のように改正する。

第百七条中「、地方自治法第二条第四項の基本構想に即し」を削る。

（家畜伝染病予防法の一部改正）

第十七条　家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）の一部を次のように改正する。

第五十七条の見出し中「特別区等」を「特別区」に改め、同条中「特別区又は」を「、特別区又は」に改め、「、全部事務組合又は役場事務組合のある地にあつては組合又は組合の管理者に」を削る。

（国土調査法の一部改正）

第十八条　国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）の一部を次のように改正する。

第三十三条第二項中「町村組合で町村の事務の全部、役場事務又は」を「町村が設ける一部事務組合で」に、「当該町村組合」を「当該一部事務組合」に改める。

（土地収用法の一部改正）

第十九条　土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）の一部を次のように改正する。

第百四十条の見出しを「（特別区等の特例）」に改め、同条第二項を削る。

（税理士法の一部改正）

第二十条　税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第二項中「及び全部事務組合」を削る。

（農地法の一部改正）

第二十一条　農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）の一部を次のように改正する。

第六十一条中「、全部事務組合又は役場事務組合のある地にあつては組合又は組合管理者に」を削る。

（地方公営企業法の一部改正）

第二十二条　地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）の一部を次のように改正する。

第三十九条の二第七項を削り、同条第八項中「これを広域連合企業団」を「以下「広域連合企業団」」に改め、同項を同条第七項とし、同条第九項を同条第八項とする。

（天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の一部改正）

第二十三条　天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和三十年法律第百三十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「おもな」を「主な」に改め、「（全部事務組合又は役場事務組合のある地では、組合管理者。以下同じ。）」を削り、「以下次項」を「次項」に改める。

（地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正）

第二十四条　地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）の一部を次のように改正する。

第八条第二項中「から第四項まで、第八十七条及び」を「、第三項及び第四項前段、第八十七条並びに」に改める。

第六十条第四項中「、第二百九十一条の十一、第二百九十一条の十四第五項又は第二百九十一条の十五第三項」を「又は第二百九十一条の十一」に改め、同条第五項中「、第三項、第五項若しくは第六項」を「若しくは第三項」に改める。

（地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第二十五条　前条の規定による改正後の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八条第二項において準用する新法第八十六条第四項前段において準用する新法第七十四条第六項の規定は、この法律の施行の際現に前条の規定による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八条第一項の代表者である者については、適用しない。

（国税徴収法及び法人税法の一部改正）

第二十六条　次に掲げる法律の規定中「、特別区及び全部事務組合」を「及び特別区」に改める。

一　国税徴収法（昭和三十四年法律第百四十七号）第二条第二号

二　法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第四十四号

（地方公務員等共済組合法の一部改正）

第二十七条　地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「、広域連合、全部事務組合及び役場事務組合並びに同法第二百九十八条第一項の地方開発事業団」を「及び広域連合」に改める。

（老人福祉法の一部改正）

第二十八条　老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）の一部を次のように改正する。

第二十条の八第一項中「、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第四項の基本構想に即して」を削る。

第三十四条中「地方自治法」の下に「（昭和二十二年法律第六十七号）」を加える。

（首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部改正）

第二十九条　首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律（昭和四十一年法律第百十四号）の一部を次のように改正する。

第七条中「並びに同法第二百九十八条第一項の地方開発事業団」を削る。